

## 公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 47 条の 4 第 1 項の規定により、島根県収用委員会から同法第 47 条の 3 第 1 項の規定による書類の写しの送付がありましたので、同法第 47 条の 4 第 2 項において準用する同法第 42 条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供するため、次のとおり告示します。

なお、下記 2 に掲げる土地の所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、同法第 47 条の 4 第 2 項の規定において準用する同法第 43 条の規定によって島根県収用委員会（島根県庁内）に意見書を提出することができます。

令和 8 年 8 月 12 日

浜田市長 三 浦 大 紀

1 事業名 二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事

2 これらの書類に係る土地の所在、地番及び地目

| 所在          | 地番      | 地目 |    |
|-------------|---------|----|----|
|             |         | 公募 | 現況 |
| 島根県浜田市三隅町矢原 | 574 番   | 宅地 | 宅地 |
| 島根県浜田市三隅町矢原 | 574 番 5 | 山林 | 山林 |
| 島根県浜田市三隅町矢原 | 576 番 1 | 田  | 原野 |

3 縦覧場所

浜田市役所都市建設部建設企画課 浜田市殿町 1 番地

三隅支所産業建設課 浜田市三隅町三隅 1434 番地

4 縦覧期間 令和 8 年 8 月 12 日（水）から同月 26 日（水）まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで